

SME 日本支部 定款

1. 総 則

(名称)

1-1 当会は、SME 日本支部という。

当会は、米国に本部を置く国際的な生産技術者の団体である SME (The Society of Manufacturing Engineers) の日本支部である。

この定款は“SME Governance Document”及び“SME Roles and Responsibilities”に準拠して作成されている。

(目的)

1-2 SME は、製造技術の分野において新しい科学・工学的知識・技術を身につけ、生産技術の進歩、発展を計り、応用普及による社会的貢献を果たすことを目的とする。

(活動)

1-3 SME 日本支部は、その目的を達成するために、SME 本部と協調して次の活動を行う。

- 1) 生産技術に関する技術講演会、工場見学会の開催
- 2) 国際的な生産技術者の認定試験の実施
- 3) 生産技術に関する技術資料の提供
- 4) 生産技術に関する論文集 (SME ジャーナル電子版) の発行
- 5) 生産技術に関して功績した人に対する顕彰
- 6) その他、SME の目的を達成するために必要な活動

(所在地)

1-4 当会の事務所は、東京都港区芝大門 2-12-3 共生ビル 2 号館 6 階に置く。

本部所在地は、米国ミシガン州サウスフィールド市 1000 タウンセンターである。

2. 会 員

(会員の種別)

2-1 SME は次の区分で会員を置く。

1) 会員

・個人会員

正会員 (Senior/Regular/Associate Member)

ユース会員 (Youth Member)

リタイア会員 (Retired Member)

フェロー会員 (Fellow Member)

・法人会員 (Affiliate Member)

2) 会員の区分、年会費は別途定める

会員の区分にかかわらず、会員としての資格は同一とする

(入会・退会・資格の喪失)

2-2 入会・退会・資格の喪失は次のとおりとする。

1) 会員になる者は、所定の手続きにより入会申込みをする

2) 会員は、所定の退会届けを出すことにより、任意にいつでも退会できる

3) 会員が次のいずれかに該当したときは、資格を喪失する

・当該会員が死亡、会員の法人が解散したとき

・会費の支払いを1年以上なされなかったとき

・会員を除名すべき正当な事由があり、総会で承認されたとき

(会員の特典)

2-3 会員には次の特典がある

・月刊誌“Manufacturing Engineering”、メールにて デイリーに送付される
“SME Daily Executive Briefing”などの資料が本部から送付される

・本部の技術資料、書籍などの刊行物、電子媒体の技術資料ならびに支部発行物
を無償ないしは会員価格で入手することができる

・SME日本支部開催の月例会（見学会、講演会）への参加の際の会員会費割引

・SME日本支部発刊物の配布

・資格試験（CMfg/T、CMfg/E）の受験料、試験準備コース受講料の会員割引

3. 支部総会

(支部総会の構成)

3-1 支部総会は、全ての会員をもって構成する。

(総会の開催)

3-2 支部総会は次のように開催する。

1) 支部総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する他、必要がある場合には
ステアリング委員会の議決により支部長が召集する

2) 支部総会の招集は、14日前までに書面ないしは電子メールで通知する

3) 議決は、出席会員により行ない、過半数をもって行う

4) 総会に出席できない会員は、書面ないしは委任した代理人により議決に加わる
ことができる

5) 総会の議長は支部長が行い、議事進行は支部長の指名した役員が行う。

(総会の権限)

3-3 支部総会において次の事項を審議、決議を行う

- 1) 選挙による支部役員の選任または解任
- 2) 支部長指名による役員、委員会委員の承認
- 2) 前年度支部の活動報告と会計の承認
- 3) 当年の事業計画と予算の承認
- 4) その他、総会において審議すべき事項

4. 役員・委員、事務局

(支部役員)

4-1 SME日本支部には次の役員を置く

役員は選挙ないしは、それに代わる総会による承認により選任する

- 1) 支部長
- 2) 支部長エレクト
- 3) セクレタリー
- 4) 会計
- 5) 顧問

(委員会の設置および委員)

4-2 SME日本支部には次の委員会を設け、支部長指名による委員を委嘱する。

なお、各委員会の委員長、副委員長は互選とする。

1) ステアリング委員会

SMEの業務執行の決定と執行の監督

業務執行に関する重要決定は、委員の過半数の出席のもとその過半数で決議する

2) サーティフィケーション委員会

SMEの実施する資格試験の企画・運営

3) プログラム企画委員会

SMEの実施する技術講演会、工場見学会などの企画・実施

4) SMEジャーナル編集委員会

定期的に発刊する「SMEジャーナル電子版」の企画・編集

5) その他、必要に応じSMEの活動趣旨に合致した委員会・研究会を設置できる

(任期と報酬等)

4-3 役員の任期は選任後1年とし、再任を妨げない。

役員、委員は無報酬とする。ただし、費用は弁償することができる。

(事務局)

- 4-4 SME日本支部の業務を遂行するために事務局を設置する。
事務局には、事務局長と若干名の事務局員をおく
事務局長と事務局員は、ステアリング委員会の承認を得て支部長が任免する。

5. 会 計 等

(事業年度)

- 5-1 当会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画および予算)

- 5-2 当会の事業計画と予算については、事業年度の開始の前に立案し、ステアリング委員会で審議・承認を経て、事業年度最初の総会で報告し、承認を受ける。

(事業報告および決算)

- 5-2 当会の事業報告および決算については、事業年度終了後、決算については会計役員の監査を受けた上で、ステアリング委員会の承認を経て、事業年度最初の総会で報告し、承認を受ける。

6. 附 則

(定款の変更)

- 6-1 この定款の制定と変更は、ステアリング委員会の承認を経て、総会の承認により発効する

(個人情報の保護)

- 6-2 当会は、当会の個人情報保護基本方針にもとづき、業務上知り得た情報の保護に万全を期す。

2014年4月17日 ステアリング委員会において発議

2015年2月12日 東京支部総会において承認

施行をステアリング委員会に一任

2015年6月2日 ステアリング委員会において承認・発効

2017年2月17日 ステアリング委員会において発議

東京支部を日本支部に名称改訂、および

(所在地) 1-4に住所詳細・本部所在地を追記

2017年2月23日 総会において名称改訂を承認
東京支部を日本支部に名称改訂

2018年5月11日 ステアリング委員会において承認
次会総会に発議予定

1-4 本部所在地の住所の更新